

広島県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十九年三月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八四号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市向江田町一九二四番一地从先から 三次市向江田町一九二四番一地先まで	五 〽 三二・二〇	〇 〽 三三・五〇		八・五〇	幅員減少 不用物件延 長八・五〇 メートル